

一般社団法人日本産業心理職協会会員規約

(目的)

第1条 この規約は、一般社団法人日本産業心理職協会（以下、「当協会」という。）の会員および会費等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 当協会定款（以下、「定款」という。）第2条に定める当協会の目的に賛同し、第3条に定める入会手続きを経て、承認されたものを正会員（以下、「会員」という。）とする。

(入会資格)

第3条 当協会への入会資格は、次の条件を満たすものとする。

1. 臨床心理士
2. 産業領域での実務経験があるもの、または今後産業領域での実務を目指すもの

(入会)

第4条 入会希望者は、当協会ホームページの「入会申し込みフォーム」に所定事項を記入・送信の上、第6条の費用を納入することにより、入会を申し込むことができる。

2. 理事長は、前項の申込があったときには、第5条の規定に従い審査を行う。入会を承認しない場合は、入会希望者に不承認の通知を行い、すでに入会金、年会費を納入している場合は、返還する。

3 入会が承認された場合は、会員IDとパスワードが付与される。

(不承認の基準)

第5条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 当協会の目的に賛同していないとき
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき
- (4) 入会希望者の業務が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事長が判断したとき
- (5) その他、理事長が会員として不相当と認めたとき

(入会金及び年会費)

第6条 入会希望者および会員は、次に定める費用を支払うものとする

入会金 5,000円

年会費 10,000 円

- 2 会費は年会制とし、原則として、年度ごとに年度開始の前日までに一括払いとする。
- 3 年度途中で入会する場合も、前項に定める費用とする。

(会員の権利)

第7条 会員は、当協会の活動に参加する権利および特典を有する。

(退会、資格喪失及び除名)

第8条 会員の退会、資格喪失及び除名については、定款第7条から第9条に定めるところによる。

- 2 前項の規定により退会、除名、会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

(再入会)

第9条 協会を退会後再入会する場合にも、入会金は必要となる。ただし、定款第8条に基づき除名処分を受けた者については、原則として再入会を認めない。

(会員資格の継続)

第10条 定款第31条に定める事業年度の末日までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

(会費滞納者への督促)

第11条 前条に基づく納入期限までに会費を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

(会費滞納者に対する取扱い)

第12条 前条に基づき会費納入を督促したにも関わらず、7月末日までに会費が納入されない会員については、8月より第7条に定める会員の権利を停止する。

(休会)

第13条 会員は、病気・海外赴任・育児・介護等により、会員としての活動が著しく困難な場合、当該理由に関する証明書などを添付の上、休会の申し出を行うことができる。理事会は、この申し出が適当と判断される場合、1年以上5年以内の期間に限り、休会扱いとすることができる。

- (1) 休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。
- (2) 休会中の会員は第7条に定める権利を有しない。
- (3) 休会中の会員は、入会金を支払うことなく会員に復帰することができる。

(会員名簿)

第14条 当協会は、会員の氏名、所属及び住所、メールアドレスを記載した名簿を作成し、事務局に備え置くものとする。

2 会員名簿は、当協会の会員サービス等の目的に限って使用するものとする。

3 会員は、前項の情報に変更があった場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

(著作権)

第15条 当協会によって提供される情報の著作権は当協会に帰属する。

2 当協会によって提供される情報を、複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

(免責および損害賠償)

第16条 会員は当協会の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断に利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が被害を被った場合があっても、当協会は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2 会員が、本規約およびその他法令等の違反する行為によって、当協会に損害を与えた場合には、当協会は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

(本会員規約の追加・変更)

第17条 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 当協会は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。

3 変更された本規約は、当協会のWebサイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

附則

1 この規程は2018年9月1日から施行する。